

犯罪社会学会企画セッション

「性犯罪対策比較研究－日本、アメリカ、英国」

本セッションにおいては、性犯罪対策について、とくに加害者が刑事施設から出所した後、地域における再犯防止対策に焦点を当て、日本、アメリカ、英国それぞれの国における課題を論じた。

まず、平山 真理（白鷗大学法学部教授）が「地域社会における性犯罪再犯防止対策：奈良、栃木、大阪、宮城、福岡における条例の検討より」として報告を行った。2004年に奈良県で発生した「小1 女児殺害事件」を契機に、各都道府県において、不審者対策に重点が置かれ、子どもの安全の保護や性犯罪防止を目的とした条例が施行されている。これらには、子どもに対するいわゆる「声かけ」を規制する条例（奈良、栃木、大阪、宮城）と、居住する性犯罪前歴者に住所の届け出義務を課す条例（大阪、福岡）がある。性犯罪者の再犯防止や子どもの安全の保護という観点からこれらの条例にはどのような効果が期待されるか、また性犯罪前歴者の社会再統合という観点からはどのような課題や問題点があるかを論じた。

続いて、Chrysanthi Leon（デラウェア大学社会学刑事司法学部教授）が、「アメリカにおける性犯罪対策法と政策」として報告を行った。Leon 教授の報告は、アメリカにおける Megan's Law は性犯罪再犯防止効果をあげているというエヴィデンスに基づくものというよりはむしろ、性犯罪者をモンスター視した犯罪対策に陥ってしまっており、さらには性犯罪前歴者に対する居住地制限等の対策がとられることで、社会再統合を困難にしていることが指摘された。また、大きなデメリットとして性犯罪前歴者の家族に対する偏見や差別も深刻な問題として指摘されているということであった。

さらに、Karen Harrison（リンカーン大学ロースクール教授）が、「イングランドとウェールズにおける性犯罪者対策とその戦略」として報告を行った。英国でも被害者の名にちなんで通称 Sarah's Law という法律が2010年から施行されており、性犯罪前歴者の情報が、その情報を必要とする人々（小さな子どもを持つ親）等に警察から通知される。また、英国では2000年より多機関連携地域保護協定（Multi-Agency Public Protection Arrangements：MAPP）が結ばれ、警察や保護観察所等が連携し情報を共有しながら、地域における性犯罪前歴者の再犯リスクのアセスメントやマネジメントを行っており、このような他機関が連携しながらの対策が評価できることが報告された。

3人の報告の後、原田豊（立正大学データサイエンス学部教授）により、「性犯罪者対策の評価：多機関連携の必要性」として、コメントが行われた。原田教授は、性犯罪者対策はその再犯防止効果が十分に検証されることなしに実施されることが多く、ペナルポピュリズムがもっとも顕著に刑事政策に表れやすい分野の一つであり、性犯罪前歴者の権利を必要以上に制限したり、加害者家族をも排除してしまうといった問題があると指摘した。さらに、性犯罪者前歴者についてその再犯危険性をより正確に分類し、ターゲットを絞る

ことが重要で、再犯防止対策においても多機関連携が重要な鍵を握るとコメントした。

その後、フロアとの Q&A にうつった。各国からの参加者から、性犯罪前歴者の情報登録やそれを通知、公開する再犯防止対策のメリットとデメリットについての多くの質問があり、それをもとに活発な議論が行われた。